

下関市市民活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益的な市民活動を予算の範囲内で助成することにより、市民の自主的かつ主体的なまちづくりの推進を図ることを目的とする下関市市民活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、下関市市民協働参画条例（平成17年条例第134号）第2条第5号に規定する市民活動団体であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有すること。
- (2) 5人以上の構成員を有すること。
- (3) 会則若しくは規約又はそれに相当する文書を定めていること。
- (4) 入会及び退会に制限がないこと。
- (5) 情報を公開していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員等の反社会的勢力の影響下にないこと。
- (7) しものせき市民活動センターに当該団体の情報を提供していること。

(補助対象事業及び補助対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が市内において行う公益的な事業であつて、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる項目のいずれかに該当するもののうち、別表 支援メニューの欄に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (5) 補助金申請時に完了済みの事業
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める事業

3 補助金の交付の対象となる期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象団体が補助対象事業の実施に要する費用のうち、別表 補助対象費目の欄に掲げる経費とする。

(補助金の補助率及び限度額)

第5条 補助金の補助率及び限度額は、別表 補助率及び補助限度額の欄に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「交付申請団体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 交付申請団体の規約、会則等

(4) 交付申請団体の構成員名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出を受けた場合において、下関市市民協働参画審議会運営規則（平成17年規則第79号）第4条第1項の助成事業審査部会による審査の結果に基づき、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該交付申請団体に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該交付申請団体に通知するものとする。

(事業の推進)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた交付申請団体（以下「補助団体」という。）は、適切に事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助団体は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第12条 補助団体は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る補助対象事業変更承認申請書(様式第6号)及び関係書類を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 補助団体は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行状況を記載した報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の補助対象事業変更承認申請書の提出又は前項の報告書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、その変更の内容を当該補助団体に補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により通知するものとする。
(実績報告)

第13条 補助団体は、補助対象事業完了後、その完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えた事業実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
 - (2) 収支決算書(様式第10号)
 - (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (4) 補助団体の構成員名簿
 - (5) 印刷製本費に係る成果物
 - (6) 物品等の作成を伴う委託料及び備品購入費に係る記録写真
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第11号)により補助団体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助団体に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業につ

いて準用する。

(補助金の交付請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書の提出を受けた場合において、適正であると認めるときは、補助団体に当該請求額を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第18条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第7条の規定により交付決定をした補助金の額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付概算払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前条の規定により補助金交付概算払請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、必要であると認めるときは、補助団体に当該請求額を交付するものとする。

4 市長は、概算払を行った補助金については、第14条の規定による確定額をもって当該補助金の精算を行い、不足額があるときは前条の規定を準用して交付し、過払額があるときは遅滞なくその額を返還させるものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助団体は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(以下「関係書類」という。)を整備しなければならない。

2 補助団体は、当該補助対象事業により取得した備品及び作成した印刷物について、当該補助対象事業によるものであることを表示しなければならない。

3 補助団体は、関係書類及び当該補助対象事業により取得した備品を、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第20条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第21条 補助団体は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、第19条第3項の規定による期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し質問し、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は関係書類及び当該補助対象事業により取得した備品を検査することができる。

(市が実施する事業への協力)

第23条 市長は、補助団体に対し、しものせき市民活動センターが発行する広報誌への寄稿及び市が主催する講座への参加を求めることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、平成29年3月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の下関市市民活動支援補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、平成29年3月31日までに完了する事業については、なお従前の例による。

(要綱の終期)

3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱中附則第3項の改正規定は令和2年3月31日から、その他の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

支援メニュー	補助対象費目	補助対象外経費	補助率及び補助限度額
団体立ち上げ支援事業	旅費	補助対象団体の構成員（以下「構成員」という。）の市外での移動に係る経費	補助率 100% 補助限度額 10万円
		構成員の市内での移動のうち鉄道、路線バス及び自家用車以外の交通手段を利用した経費	
		構成員以外の者の移動に係る経費	
	消耗品費	参加賞、記念品、賞品、お土産、花束等の補助対象団体以外のものに提供することを目的とした物品に係る経費	
	食糧費	全ての食事に係る経費	
		アルコールを含む飲料に係る経費	
	印刷製本費		
	光熱水費	施設の管理に係る経費	
	通信運搬費	電話、ファクシミリ、インターネット接続、プロバイダ等に係る経費	
	使用料及び賃借料	補助対象団体事務所等の恒常的な借用に係る経費	
		カラオケ機器等娯楽機器に係る経費	
		構成員に対し支払う経費	
原材料費			
備品購入費	使用に際し保険の加入が義務付けられている自動車等の備品の購入に係る経費		
	使用状況によっては他者に傷害を与える危険性があるチェーンソー等の備品の購入に係る経費		
イベント事業支援事業	報償費	構成員に対し支払う経費	補助率 50% 補助限度額 50万円
		1人1回当たり10万円を超える部分	
	旅費	構成員の市外での移動に係る経費	
		構成員の市内での移動のうち鉄道、路線バス及び自家用車以外の交通手段を利用した経費	
		構成員以外の者の移動に係る経費	
消耗品費	参加賞、記念品、賞品、お土産、花束等の補助対象団体以外のものに提供することを目的とした物品に係る経費		

	食糧費	全ての食事に係る経費	
		アルコールを含む飲料に係る経費	
	印刷製本費		
	光熱水費	施設の管理に係る経費	
	通信運搬費	電話、ファクシミリ、インターネット接続、プロバイダ等に係る経費	
	委託料	補助対象事業の企画料及びコンサルタント料	
		構成員及び構成員の所属する法人へ支払う経費	
		工事及び修繕に係る経費	
	光熱水費	施設の管理に係る経費	
	使用料及び賃借料	補助対象団体事務所等の恒常的な借用に係る経費	
		カラオケ機器等娯楽機器に係る経費	
		構成員に対し支払う経費	
	原材料費		
	備品購入費	使用に際し保険の加入が義務付けられている自動車等の備品の購入に係る経費	
使用状況によっては他者に傷害を与える危険性があるチェーンソー等の備品の購入に係る経費			
団体基盤強化支援事業	備品購入費	使用に際し保険の加入が義務付けられている自動車等の備品の購入に係る経費	補助率 50% 補助限度額 5万円
		使用状況によっては他者に傷害を与える危険性があるチェーンソー等の備品の購入に係る経費	

備考

- 1 団体立ち上げ支援事業補助金は、交付申請に係る年度（以下「交付申請年度」という。）の4月1日現在で、補助対象団体の設立年月日から3年を経過せず、当該補助金の交付歴がない補助対象団体に対し交付する。
- 2 イベント事業支援事業補助金は、交付申請年度の前年度又は前々年度において、当該補助金の交付を受けた補助対象団体に対して交付しない。
- 3 団体基盤強化支援事業補助金は、交付申請年度の前年度において、当該補助金の交付を受けた補助対象団体に対して交付しない。
- 4 備品購入費は、原則として1点3万円以上のものとする。
- 5 イベント事業支援事業は、団体の運営に係る恒常的な経費を対象としない。

- 6 旅費の額は、鉄道及び路線バスにあっては運賃、自家用車での移動にあっては移動距離1キロメートル当たり20円を乗じて得た額とする。
- 7 補助対象費目であっても、補助対象事業に使用したことを証明することが困難な経費は、補助の対象としない。
- 8 補助金の額は、補助対象費目の合計に補助率を乗じた額（補助限度額を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）とする。
- 9 補助対象団体は、支援メニューの欄に掲げる補助対象事業のいずれかについて、同一年度につき1回限り補助金の交付を受けることができるものとする。ただし、令和6年度については、同欄に掲げる団体立ち上げ支援事業及びイベント事業支援事業の両方について、補助金の交付を受けることができるものとする。